

# 第 4 回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成15年10月9日(木)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

## 第4回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成15年10月9日(木)  
会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール  
開会 午前 9時30分  
閉会 午後12時00分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

佐藤 健治

阿部 吉治

武者 賢三

太田 実

齊藤 正

生出 竜哉

山下 壽郎

高橋 左文

藤本 忠夫

生出 太一郎

山下 三和子

橋浦 清元

三浦 總吉

阿部 仁州

大橋 邦雄

今井 多貴子

平塚 義兼

若山 憲彦

西條 一正

酒井 一郎

高橋 冠

佐藤 健児

武山 吉夫

山中 祐弘

千葉 五郎

武山 松義

木村 富士男

阿部 和彦

阿部 敏男

萬代 壽一

石垣 仁一

小野寺 好男

・ 幹事長

若山 俊治

・ 副幹事長

佐藤 文志

本木 忠義

欠席者

・ 委員

齋藤 賢仁

神山庄一郎

石森 正人

事務局職員

木村 耕二

植松 博史

鈴木 文也

千葉 光

石川 文彦

佐々木 康夫

本田 亨

佐藤 正悦

木村 義則

多田 恭子

大塚 智也

高橋 真

清野 浩

説明要員

菅原 秀幸

新妻 周俊

今野 拓司

八木 邦美

## 議事日程

### 1 開 会

### 2 委嘱状交付

### 3 会長あいさつ

### 4 会議録署名委員の指名

### 5 議 事

#### (1) 報告事項

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 報告第21号 | 合併協議会委員及び小委員会の変更について   |
| 報告第22号 | 石巻地域合併協議会第1小委員会について    |
| 報告第23号 | 新市の名称募集要領について          |
| 報告第24号 | 石巻地域合併協議会第2小委員会について    |
| 報告第25号 | 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について |

#### (2) 議決事項

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 議案第6号 | 平成15年度 石巻地域合併協議会補正予算(案)について |
|-------|-----------------------------|

#### (3) 協議事項

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 協議第8号の2  | 電算システム事業の取扱い(協定項目24)について      |
| 協議第9号の1  | 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)について     |
| 協議第10号の1 | 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その1) |
| 協議第11号の1 | 男女共同参画事業の取扱い(協定項目25-1)について    |
| 協議第12号の1 | 姉妹都市・友好都市交流の取扱い(協定項目25-2)について |

#### (4) 提案事項

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 協議第13号 | 財産の取扱い(協定項目5)について           |
| 協議第14号 | 地方税の取扱い(協定項目9)について(その1)     |
| 協議第15号 | 条例・規則等の取扱い(協定項目12)について      |
| 協議第16号 | 国際交流事業の取扱い(協定項目25-3)について    |
| 協議第17号 | 広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25-4)について |

#### (5) その他

- ・ 第5回 石巻地域合併協議会の日程について

### 6 その他

### 7 閉 会

## 1．開会

司会 開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、第4回協議会会議資料、協議第14号 地方税の取扱いの法抜粋関係参考資料は2回に分けて御提案をさせていただくため、別冊とさせていただいております。それから、第3回協議会会議録。本日付けの協議会委員名簿。後程説明させていただきますが、新市名称募集チラシ及びホームページの見本。9月27日に開催されましたそれぞれの小委員会関係資料をお配りさせていただいております。また、これまで御提案させていただきました案件の資料も御持参いただいていると思いますが、御確認をお願いいたします。

それでは、ただいまから第4回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、33名の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

## 2．委嘱状交付

司会 次に、委嘱状の交付に入ります前に、まず委員の変更について木村事務局長から経緯を御説明申し上げます。

木村事務局長 それでは、委嘱状の交付に先立ちまして、経緯等について触れさせていただきます。

既に御案内のように、雄勝町の伊藤委員さんの退任に伴いまして、新たに協議会の委員といたしまして山下三和子さんの推薦をいただきました。協議会規約第7条第1項第4号の規定では、関係市町の長が協議して定めた学識経験者を有する者とありますことから、先程首長さん方に協議をいただきまして合意を得ましたことから、本日付けで委員に就任していただくものでございます。

司会 それでは、新たに委員になられます雄勝町山下三和子様へ委嘱状の交付を行いますので、その場に御起立願います。

(委嘱状交付)

土井会長 よろしく願いをいたします。

## 3．会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。

土井会長 本日、ここに第4回石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、当協議会も本日で4回目の会議となり、さらには小委員会においても協議が行われており、委員の皆様方の精力的な御参加に対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、委員の皆様には当地域の均衡ある発展の道筋を定める重要な協議を担っていただいているところでありますが、このたび第2小委員会において、真剣な協議の経過から委員の退任という事態が生じました。地域社会の将来を見据えた論議を深めていただくためにも、相互互譲の精神のもと、お互いの信頼を築きあい、大所高所の視点からの御議論をお願いをする次第でございます。

本日は小委員会から報告をいただきますとともに、第3回協議会からの継続案件の協議、そして財産の取扱いなどの5件の新規提案が主な議事となっておりますので、よろしく協議をいただきますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

#### 4．会議録署名委員の指名

司会 続きます、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うことになっておりますので、協議会規約10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお願いいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第4の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、2名を指名させていただきます。

桃生町の若山憲彦委員、河南町の大橋邦雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

#### 5．議事

##### (1) 報告事項

- ・報告第21号 合併協議会委員及び小委員会委員の変更について

土井議長 それでは議事に入らせていただきます。

はじめに(1)の報告事項ですが、報告第21号 合併協議会委員及び小委員会委員の変更についてを事務局から報告願います。

木村事務局長 それでは、1ページをお開きいただきます。

報告第21号に協議会委員及び小委員会委員の変更がございましたので、報告するものでございます。

まず、規約第7条第1項第4号に定めます委員、学識経験を有する者でございますが、こちらに変更がございます。伊藤弘委員が9月27日付けで御退任をいただきまして、その後任に山下三和子さんが10月9日、本日付けで御就任いただくものでございます。併せまして、第2小委員会の方に所属していただくものでございます。

なお、こちらに記載はされておりませんが、河北町の議会が昨日でございますが、臨時会が10月8日に開催されておりました、議会から選出されます3号委員、これにおきましては議会の方において推薦に至らないことございまして、新委員としては保留の状態でございます。従いまして、現時点は空席でございますことを併せて御報告させていただきます。

以上でございます。

土井議長 ただいま事務局長から説明がありましたが、委員の変更に伴う小委員会委員の割り振りについて、報告どおりとすることよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、山下委員さんよろしく願いをいたします。

・報告第22号 石巻地域合併協議会第1小委員会について

土井議長 次に、報告第22号 石巻地域合併協議会第1小委員会についてを山下委員長から報告願います。

山下(壽)委員 それでは、第2回第1小委員会の報告を申し上げます。

去る9月27日、午後1時から宮城県石巻合同庁舎で開催されました「第2回第1小委員会」の審議の概要について御報告申し上げます。

はじめに、「新市の名称募集要領」について協議を行い、事務局から提案されました「募集要領案」に対し、応募箱設置場所に宮城県石巻合同庁舎を加えることで、原案が承認されております。

また、応募にあたり、「募集記載内容に不備があった場合には無効とする。」ということに当委員会で意見集約をしております。

なお、委員からの主な意見につきましては、「概要報告書」に記載のとおりであり

ます。

次に、「1市6町の庁舎及び組織等の現状について」の協議につきましては、10月17日に、現状把握のため「石巻市役所・渡波支所・河北町役場・河南町役場」を現地視察することとしております。

「今後のスケジュール」等の協議につきましては、前2項目を踏まえまして、11月21日に最終とりまとめを行うこととしております。

以上、報告を終わらせていただきます。

土井議長 ただいまの報告事項について何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、報告第22号についてはこれで終りとさせていただきます。

・報告第23号 新市の名称募集要領について

土井議長 次に、報告第23号 新市の名称募集要領についてを事務局から説明させます。

木村事務局長 それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。

報告第23号でございますが、新市の名称募集要領についてで、第1小委員会において決定されました新市の名称の募集要領を報告するものでございます。

募集要領については7ページの方に記載されてございます。

まず、1の公募の趣旨でございますが、合併して設置する新市の名称について、住民の意向を踏まえるとともに、新しいまちづくりへの住民の参画を図るため、公募するものとしてございます。

2番目の応募資格でございますが、1市6町に現在居住している小学生以上の方及び同地域に通勤、通学している方と限定してございます。

それから、3の方に周知の方法を記載してございます。協議会だより、協議会ホームページ、各市町の広報をはじめ、報道機関への広報依頼等を含め、積極的に行うものでございます。

4番に応募の内容を記載してございます。(1)の応募の方法といたしまして、応募は次のいずれかとし、1人につき1点に限定してございます。また、1人で複数の応募をした場合は無効としてございます。 は応募様式でございまして、協議会だよりと一緒に全世帯に配布いたします用紙、それから家族への対応といたしまして、公署の窓口を設置された応募用紙によりまして応募をしていただくとしております。それから、 番目の方に官製はがき、封書。これによるほか、 番のファックス、電子メ

ール、それからホームページによる方法としてございます。(2)に名称の表し方、記載させておりますが、漢字の場合はふりがなを付けていただく。それから、ひらがな、カタカナ、それとの組み合わせにつきましては問わないとしてございます。それから、の方に読み書きが容易な名称で、次のいずれかがイメージできる名称としてございまして、として、新市が地理的にイメージできる名称。それと、新市の特徴を表す名称。新市の歴史・文化にちなんだ名称。新市を対外的にアピールできる名称としてございます。番目に新市の名称は1市6町の名称を使用するかまわないものでございます。ただし、現在1市6町以外の市町村で使用している名称を除くとしてございます。例といたしまして、岩手県に北上市がございまして、この場合北上市が除かれるわけでございます。(3)に募集記載内容を記載してございまして、新市の名称、これにはふりがなを付けていただきます。それから、提案理由・住所・氏名・年齢・電話番号を記載していただくほか、区域外の方についてのみ勤務先または通学先等すべて記載していただくような形になってございまして、欠落している場合は無効として対応させていただくということでございます。

それから、公募の期間でございますが、10月16日(木)から11月13日(木)まで4週間としてございます。郵送の場合でありましても、11月13日を必着と考えてございます。

それから、懸賞でございますが、に名付け親大賞1名でございますが、10万円の商品券と5,000円相当の地場産品。この場合は、新市の名称に採用された名称を応募した者の中から抽選で決定する方法を考えてございます。それから、の方に名付け親賞5名でございますが、1万円の商品券と3,000円相当の地場産品。これにつきましては、新市の名称候補として小委員会で選定し、協議会に提案された名称を応募した者の中から抽選で決定するとしてございます。それから、番目が21世紀賞で21名、5,000円相当の地場産品。上記以外の方からの抽選でございます。

7の方にこれらの発表を記載させていただいております。各賞を受賞された方の発表につきましては、16年1月頃としておりまして、協議会だより、それから協議会のホームページあるいは構成市町の広報紙等によりまして行う予定でございます。

それから、8番目にその他として、応募作品の権利関係。応募された作品につきましては、一切の権利は当協議会に帰属するとしてございます。

それから(2)に応募作品、この位置づけでございますが、応募された作品の中か

ら新市名を決定することとする。ただし、同一名称の応募数については、あくまでも選定の際の参考に留めるとしてございます。それから、(3)に新市名の決定の方法。小委員会で応募作品の中から新市名の名称としてふさわしい候補名を数点選定し、協議会での協議により新市名を決定するとしてございます。

なお、先程、別綴りといたしまして、新市名称の募集というタイトルで協議会だよりと一緒に配布するチラシの見本を付けてございます。こちらはカラー版で印刷を予定してございます。それで、はがき切り取りというふうな形の中にございますように、応募様式としてこれら活用していただくように工夫してございます。

それから、右の方御覧なっていたきたいんですが、応募箱の設置場所、石巻市から牡鹿町までございますが、56の公署を予定してございます。

それから、別冊子でホームページ用の新市の名称募集中というタイトルのものもございます。これら、チラシ等活用いたしまして公募に努めるものでございます。

以上です。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが、それではないようですので、報告第23号についてこれで終わらせていただきます。

・報告第24号 石巻地域合併協議会第2小委員会について

土井議長 次に、報告第24号 石巻地域合併協議会第2小委員会についてを阿部副委員長から報告を願います。

阿部(仁)委員 それでは、第2回第2小委員会の報告を私から申し上げます。

去る9月27日、午後3時から宮城県石巻合同庁舎で開催されました「第2回第2小委員会」の審議の概要につきまして御報告を申し上げます。

当初予定の協議に入る前に、「概要報告書」の記載にありますように、「委員長の行動に関する動議」が出され、休憩を挟み、再三にわたり協議をした結果、委員長から「委員長及び委員を辞任する」ことが表明され、当委員会では、委員長辞任は認めるものの、委員としての身分は町の意向を確認するという事で委員一同確認した次第であります。

従いまして、当委員会といたしましては、推薦された町からの新たな委員の選出を待ってから「委員長の選出」並びに「付託事項の協議」に入るとし、当初予定してお

りました協議事項は、未審議のままとなったところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、報告第24号についてこれで終わらせていただきます。

・報告第25号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について

土井議長 次に、報告第25号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会についてを事務局から説明させます。

鈴木計画担当次長 それでは、資料13ページをお開きいただきたいと思います。

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会(第4回)の開催結果について御報告させていただきます。

14ページお開きください。第4回の検討委員会は去る9月19日、当ルネッサンス館で開催されました。主な内容はグループワーキングでまちづくりの基本理念、基本方針をつくるということで、それらのまとめの作業が行われました。まず、基本理念のまとめでございますが、第3回のグループワークのまとめの資料をもとにいたしまして、各グループごとに最もふさわしいと思うものを選択する検討作業を行いました。そちらの結果につきましては、17ページ以降に掲載されておりますが、後程御説明させていただきます。

もう1点の作業の柱は、15ページの(2)にございます基本方針のまとめでございました。内容につきましては、第3回グループワークまとめ、基本方針の6項目及びその内容を示した施策方針につきまして、項目ごとに不足する施策分野等につきまして御議論いただきました。そちらにつきましても、また後ろの資料に出てございます。

それではまず、基本理念の整理の結果でございますが、17ページをお開きいただきたいと思います。検討委員会の方では基本理念として3つに分けてございまして、まずキーワードとしては快適、活力、協働と創造という3つのキーワードに分けて基本理念を整理してございます。快適につきましては、豊かな自然と共に、安心して安全な暮らしのできるまちづくりを進めますということで当日は整理してございます。それから、活力の部分につきましては、地域の人、歴史、文化、産業を活かした個性あるまちづくりを進めますという形で整理されてございます。それから、協働と創造につきましては、地域の人材や豊かな資源を融合させ、住民と行政の協働によるまちづ

くりを進めますという形で整理してございます。

続きまして、18ページの方をお開きいただきますと、基本方針ということで6つの行政分野に分けまして、キーワードを项目的に整理してございます。分野としては地域性、産業・雇用、教育・人材、住民参加、行財政、生活環境の6項目でございます。この基本理念と基本方針をまとめたものが19ページに整理してあるものでございます。この第4回までの協議を踏まえまして、検討委員会といたしましては、基本理念、基本方針を骨子といたしました中間提言を、当協議会に提出すべく作業に入っております。作業にあたりましては、検討委員会の皆様の中からアドバイザーの木伏先生も含めました10名で中間提言起草委員会を別に設けまして、その第1回会合が9月29日に開かれてございます。第1回目におきましては、中間提言の構成をどうするか。それから、中身でございますけども、17ページ、18ページに一応整理はしてあるんでございますけども、これを基本といたしまして、文言の整理、内容がこのままではちょっと文言として分かりづらいのではないのかという議論もあったものですから、そちらの整理の作業が9月29日に行われております。第2回目は明日の10月10日でございますけれども、そちらの方でこれまで出た意見を整理いたしまして、中間提言のまとめの作業を行う予定となっております。さらに、新市のまちづくりのキャッチフレーズにつきましても、明日の検討委員会で検討する予定となっております。それを踏まえまして、当協議会の方に中間提言という形で提言すべく、ただいま作業を進めているところでございます。

報告は以上でございます。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問ございませんか。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 18ページの第4回グループワークのまとめ、基本方針出ているんですが、一番上黒く1、2、3、4、5、6つありますが、5つ目の行財政という欄のところですね。これが、新市まちづくり計画検討委員会で協議されてこのような基本方針にしてくれというか、その中間報告出るわけですね。それに、例えば午後からも第2小委員会行われまして、その行財政というところなんかはそれの本当に第2小委員会のメインといいますか、メインディッシュの部分だと思うんですが。それが外部から、こっちに付託受けているにもかかわらず、外部の方からこのようなものがペーパーとし

て出てくるというのはいかななものかなと思うわけなんです、その辺のところはどのような位置づけなのか。それとも、これはプレッシャー、このように導いてくださいと言ってるものなのかどうなのか、その辺のところちょっとお聞かせ願いたいと思います。

土井議長 はい、事務局。

鈴木計画担当次長 その際、まちづくり検討委員会につきましては、住民の方々の意見を幅広くお伺いいたしまして、当委員会の協議の参考にさせていただき、提言させていただきという位置づけでございます。最終的には新市建設計画、当法定協議会の決定を受けなければ決定することができません。その際に、住民の方々の様々な意見を提言という形に集約いたしまして、出させていただきという形で整理してございます。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 確かに、今雄勝町の委員さん言ったとおり、第2小委員会ですとちょっと問題になるんじゃない、これ。第2小委員会じゃない。今住民の方々とか学識経験者、木伏先生の中でやっているんだけど、これ第2小委員会に対して、もう第2小委員会じゃないよと言っているようなものじゃないですか。というような意見なんです、どのように扱いますか。

土井議長 はい、事務局。

鈴木計画担当次長 御意見としましては、議論としての報告をどのような内容がまちづくり検討委員会の方で話として出ているかということについて御報告ということなものですから、今回行財政につきましてもまちづくり検討委員会の委員さんから御発言がありますのでこのような形で整理して、基本方針の骨子の1つとして、ここに掲載しているものでございますけれども、こちらの特に下の方の議員定数の関係については第2小委員会の方でも議論されていると。

それにつきまして、検討委員会の方から提言が出た場合の役割ということでございますけれども、その辺は第2小委員会の方の議論を踏まえながら、本日の意見なども検討委員会の皆様にはお伝えして、提言のまとめに取り組むような形になるかとは思いますが。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 答弁苦しんでるというのは分かるんだけど、行財政というのは議員定数だけじゃないじゃないですか。新都市をつくるために、今からどういうまちづくりをしなくちゃいけないのかと。議員減らすというのはたった1年か2年の話ですよ。これはまだまだ先のことでしょう。50年、100年、200年は別にしても1世紀中の問題でしょう。1世紀の中から1年や2年のことだけを行政改革語ったってだめなんだよ。ということで、これは削除にするか、保留にするかどっちかにして、これは第2小委員会にやはり付託すべきじゃないんですか。それじゃなかったら、第2小委員会解散でもいいですか。ということでございますので、協議をしていただきたいと思えます。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 石巻の阿部吉治委員長と、考えは約同じなんですけどもね。この行財政の面からということ。これはね、私はずっとこの合併に対して前々から主張してきたんですけど、私はなぜ合併をしなくちゃならないのかというものは、明治維新で近代国家日本を作り上げた村、町、市、郡、県そして衆議院、貴族院、貴族院は今参議院になりましたけれど、そして内閣府と。これらが百数十年経って合わなくなったんだと。だから、もう一度百年の大計に立った新しい日本を作り直そうと、そこに立って私は合併があるんだということを主張してきましたよ。それは、700兆円という膨大な長期借金を国や地方財政が背負い込んで、首が回らなくなってしまったということもありますし、それからいろいろあるんでしょうが、高級官僚とか、こういうものをなくすためにも、地方分権を進めるためにも、この合併をやらねばならないんだよと。この辺を論じながらの、在任特例をやらないよというものをもってくるのなら分からないわけじゃないですよ。県だって邪魔だよ、いらんいんじゃないですか、これ。大きな合併をして広域が1つになれたなら、その土地と国が直の政治でいいはずですよ。県はいらん。それから、みてみなさいよ参議院いりますか。衆議院で通ったものが参議院でいくら反対したって、またいつてまた通るんですよ。だったら、参議院もいらんいんじゃないのよ。そして二院制が必要だとするのなら、参議院の代わりに比例代表区を、性質を、衆議院のそれを参議院の役割を果たせればそれでいいですよ。この方が、よほど行財政改革につながるんじゃないですか。それから、みてみなさいよ今の日本の政治のやり方。首相を選ぶのにコップの中でカラカラって選んでるんです

よ。自民党だ、なんだって選んでるけど。あれだって、国民に選ばせるべきですよ。そういうものもみると、この日本国家が行き詰まったのよ。もう一度新しい観点で作り直さなきゃいけないですよ。ここにこういうものを論じながらの、行政改革を論じられた中で結論出てくるのなら、私は納得できますよ。1市6町の議員の人たちは、いみじくも広域を選んだんですよ。矢本、鳴瀬をみてみなさい、女川なんかみてみなさいよ。この人たちが行財政のどこに改革がありますか。1市6町の議員の人たちは違うよ。町長もだけど、市長さんもだけど。広域を選んだということは、ものすごい行財政改革に取り組んだんですよ。この方々が、1年や2年特例を使ったからといって行財政改革につながったって言えますか。何を言ってるのよ。こういうものも論じてきなさいよ、これやるのなら。

以上。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、牡鹿の木村委員さん。

木村委員 私は、前者の方々とちょっと意見が違うんですが、いわゆるまちづくり検討委員会で、それはそれでいろんな角度から検討して結論が出てもいいのではないかと。あと、委員会は委員会として、これはこれでいろいろ検討すればいいのであって、それをこうでない、ああでないという必要は私はないのではないかなと。いろんなやっぱり住民の方の意見とか、いろんな方の意見も参考にしながら、最終的にはこの法定協で決まるんだと思いますから、やっぱりいろんな角度から広く意見を求めて、あるいは議論をする必要があるというふうに私は思いますので、私はこの進め方でいいというふうに思います。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私はやめろといったんじゃないですよ。こういう高所、それから幅の広いところから論じてきなさいと言ってるんです。これは難しいことですよ。簡単なことじゃないですよ、私に言わせれば。

私は何回も言いますが、矢本、鳴瀬が2町特例使わないよと。あれは使ったら、とんでもない話です。今、40名いるやつが定数を24にするというけれども、減るのがたった10何名ですよ。それから、町長だって2人いるうち1人しか減らないんだ、助役だって。全然、行財政効果なんてないですよ、これ。それと定数、1市6町から

みたら10人以下にしてもいいはずだ。それから県、どうすんのよ。県はいらないよ。国で、出先機関が仙台にあるんだ、国の。県もあるんだよ。これらをもちゃんときちっとやれば、議員の2年の特例なんていうものは安いことよ。10年やったってまだ安いと思うくらいですよ。その辺も私はみていただきたいと思うんですよ。ただ単なる小さいことをみないで。合併がまとまらなかったら、これは何にもならないのよ。と思いますので、続けるのはいいですよ別に、やめろというんじゃないです。ただそういう高いところ、幅の広いところ、奥深さのものをも、これからの我が祖国日本の将来をもみながら論じてきてくださいということですよ。

土井議長 そのほかありますか。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 言葉少なめではちょっと困るかなと思ひまして。この行財政、鈴木さんか、これ施設の統廃合というのはいいいんだけど、ここから上があまりにもきめ細かくそれこそ書いてあるんじゃない。だから、施設の統廃合についてとか、いろいろなコスト削減とか合理化などを加えるのが(「委員長、発言するなら前を見て発言してください。」という声あり)いいのじゃないかなとこのように思ひますんで、ここがあまりにもきめ細かな対応というのは、議員にだけきめ細かな対応になっているけれども、その下の一番最後に施設統廃合についてはもうちょっと載せるべきだろうと。あまりにも議員に対する問題の提起が多過ぎるんじゃないかとこのように思ひます。

(平塚委員 挙手)

土井議長 桃生の平塚委員。

平塚委員 今日、皆さんお話をされてるのは第4回の新市まちづくりの計画検討委員会グループワークのまとめのところですね。

ところが、第3回のところを見ると行財政ちゃんと、今皆さん御発言なされてるようなことも協議しているんですね。行財政のところを見ますと、行財政、地域課題にきめ細かに対応するまち。行財政の簡素化、質の高い行財政運営。それから行政コスト(短期・長期)、合併の目的は合理化と。これができなければ合併の主目的が消えるというようなことですね。ちゃんとやっぱり新市まちづくり計画検討委員会も、第4回的时候はそのような議員さんの在任特例に触れてますけれども、その前はこの

合併についての基本的な行財政のところも協議しているわけですね。

だから、あんまり住民代表の方々が新市のまちづくりに向けていろいろ協議なされているということですので、まだまだ検討委員会の上には第2小委員会もございますし、この協議会もあるわけですね。のびのびと協議をさせるということによろしいのではないかと思います。第2回、それから第1回のやつも見れば、おそらくそれも出てくると思うんです。たまたま、またなんで第4回で議員のことばかりいっぱい行財政で協議したのか分かりませんが、できればのびのびとあまり縛りをかけないでやっていただくということをお願いをしたいと思います。

以上です。

三浦委員 高所から、幅の広い観点からね。

(高橋(左)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(左)委員。

高橋(左)委員 今、桃生の町長さんがおっしゃったこともこれは納得がいくことですが、これはホームページにあがりますね。

鈴木計画担当次長 この辺は協議会資料という形ではあがります。こちらにつきましては、ここにございませんが第4回の検討委員会で出たものを集約したものでございます。

高橋(左)委員 これはホームページにあがるということになりますと、ずっと見ていきますとこれは誘導的な文言となっております。そうしますと、これもまた住民に対して誘導することになります。これは上意下達的なものでございますので、やはりこれは削除するか、またやり直すと、この部分については私としてはやはり削除するべきじゃないかと、こう思っております。

土井議長 そのほか、委員の方から。

(千葉委員 挙手)

土井議長 はい、北上町の千葉委員。

千葉委員 一番問題になってるのは、まちづくり検討委員会の位置づけだと思うんですよね。それで、まちづくり検討委員会の位置づけについては、第1回目のやつで50ページに表があるわけですけども、結局は合併協議会が最終決定機関なんですから、いろんな意見が出て私は当たり前だと思うんです。それで、こう意見を出すのはおかしいとか、そういうことを言うのは今の世の中の考え方にまったく逆行するんじゃない

かと思うんですね。いろんな意見が出ていいと思うんです。それで、最終的に決定するのはこの合併協議会なんです。まちの皆さんからどういう意見が出ましても、結局この委員会で最終決定するわけですから、それは何らいろんな意見が出て結構だと思いますよ。それを縛られるとか、そういう考えは非常におかしいんじゃないかと思うんですね。小委員会では、予定どおりきちっと午後から決定をしていただきたいと思います。

土井議長 はい、そのほかございますか。

事務局の方から、今までの話を聞いて。

(「幅広く考えなさいというの、高いところから。」という声あり)

土井議長 ちょっとお待ちくださいね、事務局の方から。

木村事務局長 それでは、若干考え方触れさせていただきますが。

そもそも、新市の建設計画、ここまで委員の方々に触れていただいた部分もございますけれども、合併によってできる新たな市の将来像。まちづくりの方針を地域の皆様とともに考え明らかにするというのが、そのまちづくり建設計画の大前提でございます。そういう意味合いから、こちらにまちづくり検討委員会を設けまして、民間の委員さんとアドバイザー含めまして39名体制の中で、これらにつきまして将来のまちづくりのあり方を自由な発想の中で考えていただいているものでございます。

今回、これら中間報告という意味合いで、毎回これは会議を重ねてございますので、その中間報告という形の中で取りまとめた部分、これらにつきまして報告させていただいておりますが、決してこれは最終決定というふうなものではございません。そういう意味から、その都度その都度、仕上がっている部分あるいはつながる部分につきましてこういう形の中で御報告させていただいているわけでございます。そういう意味合いから、協議会あるいは小委員会の中でも議員の取扱いについて特化していただいて協議をいただく場面もございますけれども、民間の委員さん方もこういう形の中でいろいろ議論をしていただく。その1つに、先程御指摘いただきました行財政の中で、議員の特例関係があがっているというふうなことでございます。決して、行財政の中でこの部分だけを特化してということではございませんので、幅広い討議の中で、今現在取りまとめをしているということでございますので、決して小委員会の方にプレッシャーをかけるとか、そういう意味合いで進めているものではございません。両面に対応していきまして、最終的には協議会の方に報告を申し上げまして御議

論いただく場がまたございます。もちろん、中間報告でございますので、その都度議論いただいても結構でございますし、また今日の協議会の内容につきましても検討委員会の方に報告はさせていただきたいと、かように考えてます。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 結論づけてないといいますが、結論づかってんじゃないのよ。読んでみて。議員の在任特例は認めないと、これ決めてるんじゃないの。こういう話も出ましたよと、話違うんじゃないですか、これ。こういう話もあるんだよというのなら、分からないわけじゃないですよ。これも1つの参考にしてくださいと言われるのなら、分からないわけじゃない。けども、これはばっちり決めてるよ。これ、決まってるないと言えますか。

土井議長 それでは、どうですか。

そのほか、ございますか。

(酒井委員 挙手)

土井議長 はい、酒井委員。

酒井委員 このまちづくり検討委員会第4回のまとめでございますが、この行財政の項目だけを見ますと、まったく私も三浦委員さんなり阿部(吉)委員さんのおっしゃるように、議員だけの特例問題だけを論じておるわけでございますが、ちょっと変だなというような感じは受けました。

今、事務当局の御答弁を聞いてみましても、回数ごとにまとめて、分野ごとに審議をしているとそういった印象を受けまして、特に第4回は議員の特例問題、定数問題に絞ったのかなというふうに、今理解をいたしましたわけでありまして。1回目からずっと、今日を通させてもらったわけでございますけれども、その他の我々が特に重要視しております行財政改革につきましても、回数をおって検討いただいておりますということからみまして、皆さんおっしゃる表現の仕方は確かにまずい面があるかも知れませんが、検討委員会ができた趣旨、あるいはこれまでの検討の流れをみましても、私はこれでよろしいと、このように思ってるわけでございます。まずい表現があれば、やわらかく修正してもよろしいのではないかというふうに思います。いかがでしょう、皆さん。

土井議長 そのほかございますか。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 どのようにやるのも構わないんですが、例えばこのまちづくり検討委員会で新市の名称をどのようにするかというような話し合いはされてるんでしょうか。

鈴木計画担当次長 それは出ていません。

藤本委員 されてないんでしょう。要は、何かというと第2小委員会に付託している部分なんです。そこを、やってないでしょ。なんで、第2小委員会に付託している部分を。要は馬2頭で反対の方に一緒にぱっと引かせてるんですよ。走らせてる。付託かけてるんであれば付託したところで、これはどんな話し合いしても構いません、どんな議論するのも構いませんし、いいんだけども、このような形で違う結果出る。今度、うちら方の議会が騒ぎになったのも、結局そのような意見の違いが出てくれば片方が守旧派で片方が改革派だっというような、レッテルみたいなところも出てくるわけですよ。私は、この意見にはさほど、出てる中身に対してはほんなものとは思わないんだけど、ただ第2小委員会に付託してる時点で、同じところで同じような話し合いが出て、同じような報告が出てくるというのがあっていいのかなというのが疑問なんです。それが、もしかしたらこの第2小委員会の方が多分私はメインだと思うんですけども、それに影響される。うちら方の今度のだって、例えば本当にこっちの方がいいんだっというのが、騒ぎになってきてから結局考え変えてくる人もいると。それをやれば第2小委員会の方に影響を受けてくる、こないとも限らないということなんです。新市の名称をやってないというのであれば、第2小委員会の部分は話し合いはしてもいいけれども、ない方がいいのではないのかなという、そういう疑問なんです。

土井議長 そのほかございますか。

( 平塚委員 挙手 )

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会設置規程を今ちょっと読んでみたんですが、これ見ますと、石巻地域合併協議会の附属機関としているという位置づけをしてるんですね。だから附属機関として設置すると。そして、第2条に、委員会は、協議会の会長により、土井会長ですね、土井会長の要請に応じ、協議会における新市まちづくり計画の策定に関し、必要な調査、検討を行います。そして提言すると。

それを、方向づけを小委員会あるいは協議会の方にいろいろ話し合ったことをまとめて提言をするということですので、これが決定機関でないということですので、私はやはり自由に新市に夢をのせていろんな角度からお話し合いをしていただいてもいいのではないのかなと思います。

以上です。

土井議長 そのほかございますか。

(阿部(仁)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(仁)委員。

阿部(仁)委員 いろいろ意見を聞いておりましたけれども、今第1と第2小委員会に大変重要な案件がこれまで会長から付託を受けました。特に、第2の方につきましては皆さん議論交わしているとおりに大変難しい案件が、これは合併がなるかならないかの瀬戸際にくると思います。

その中で、この案件はどんな話しをしてもいいですけれども、付託した部分については時期を同時進行なり、片方だけが進むんじゃなくて、それはやってもらわないと話し合いになりませんこれから。多分、今日あるわけですけれども、どういうふうな中身になるか本当に検討つかない。その部分は結論づけて出さないで、話し合いは結構ですので、やはり今この時期にはちょっと待ってくれと。いわゆる、うちの方の第2小委員会でも話進む、同時進行でこの場で平行して進めるべきだと私はこう思いますけれどもね。

土井議長 だいたい意見が出たようですので、そのほかありますか。

(山中委員 挙手)

土井議長 はい、北上の山中委員。

山中委員 北上の山中です。

今、阿部委員さんの方からこの前の第2小委員会の話も出ました。私もその席におりましたけれども、まず残念ながら何事も進まなくて流会とこのような結果、皆さん御承知のとおりでございます。我々議員といたしまして、この議員の在任特例というのはこれ非常に、私1人じゃなくてうちの方14人の議員おりますけれども、これは一番関心のあるそしてまた大事なこの事項でございます、この今の基本方針ですか、行政のいろいろ議論していただきました中で、どうしても我々の議員のその特例というかそういうのだけなんか突出して、本当に結論づけたようなこのきちっとしたなん

か皆ここにありますよね。選挙区の問題からいろんな在任、そしてまたはなはだしいのは議員の定年制の導入、なんとあまりにも越権行為と言ってもおかしくないようなことまでなんか議論されているというのは、これはあまりにも一部分だけが先行して議論されたんではこの第2小委員会、非常にこれは議論のしづらい部分が出てきていると思います。従って、こういうことはもう少し柔らかくですね、桃生の委員さんの方からもありましたけれども、なんかこれ極端に本当に何回も申し上げますけれども、この議員の特例のその我々が一番議論しづらいところを強調してやっていることは、どうもあまり適当ではないんじゃないかなとこのように思います。

以上です。

(阿部(和)委員 挙手)

土井議長 はい、牡鹿の阿部(和)委員。

阿部(和)委員 牡鹿の阿部でございます。

いろいろと様々な意見が出されておりますけれども、私は結論的にはこのまちづくり検討委員会が出した意見を、今後の各委員会ごとに尊重するというわけではございませんけれども、住民の意を反映した形で最終的に委員会の方で決定すればいいんじゃないかなと。これはあくまでも参考意見として、貴重な意見として私はむしろとりあげるべきじゃないのかなと、私はそのように思いますので、これをせっかく出てきました結果を修正しなきゃいけないとかそういったことになると、逆に委員会の方に圧力をかけるんじゃないのかなというような、逆に検討委員会の方に委員会の方から圧力をかけるんじゃないのかなというふうな誤解も招きかねないんじゃないのかなと、やりづらくなるんじゃないのかなというような思いがありますので、このままで結構じゃないかなと私はそのように思います。

土井議長 そろそろ、会長として皆さんの意見を聞かせていただきまして。

(高橋(左)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(左)委員。

高橋(左)委員 それはいいですけども、この中の議員の1つですね、定年制の導入。

これは、皆さん御立派な方々が集まっての検討委員会というのは開いておるものですが、これは憲法違反になりませんか。

もしそうであれば、これはそれこそ重大な問題でございますから、これはやっぱり考え直してもらわなきゃいけないとこう思いますよ。

三浦委員　そして、なぜ市長は定年制ないんだ。議員にあってなぜ市長にないんだ。

土井議長　それでは、そろそろいろいろなお話を聞かせていただきまして、取扱いについてちょっと話させてもらいたいと思いますが。皆さんの御意見を聞いておりますと、議論をすることは大いにやってもらいたい、これが第1点ですね、そういうお話でございました。この議論は高い高所から幅広く議論をしてもらいたい、こういうことです。その中で、特におかしいのは特定の問題についてだけの議論をしているような嫌いがあるとこういう指摘ですね。ですから、それだけじゃなくやっぱりこういう議論をしたあとの報告を出す場合も、その時々委員会の流れ、それから全体の会議の流れを見て報告を出すべきであると、これも確かにそのとおりだと思います。そういうことで考えますと、いろいろなお話がある中で特に特化したものだけにお話をするんじゃなくて、例えば施設の統廃合の問題とかいろいろな問題が市民はそこもよく見ていますよ、どうなるんだろうかなと。そういうところはなかなか議論が出ないで、特別なとこばかりが出てきていると。そういうことになると、やはり合併をするためにどうしたらいいか、合併をしないと最大の行財政改革にはならないという意見。これもまた正しい意見です。ですから、こういう定年制の問題とかこういう問題を決めつけるような話ではなく、問題点として上げる分には結構だと思うんですが、その辺のところを取扱いを注意をしますからそれで御了解をいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

(平塚委員　挙手)

土井議長　はい、平塚委員。

平塚委員　さっきからお話を聞いていますと、削除とか修正という意味ではないんですよ。

土井議長　修正というふうに、決めつけないということです。

平塚委員　決めつけないということですね。

事務局が、今後その辺のとりまとめのとき配慮しながら文書化するという解釈でよろしいですか。

土井議長　それで皆さんどうでしょうかということです。

平塚委員　話を聞いてると、修正するような感じの意味にも。

土井議長　修正ということにもなると思いますよ。

平塚委員　いや、こんなふうに一回出てしまったものはね。

土井議長 定年制の導入とかですね、こういうものは確かになかなか馴染まない問題だと思いますよ、いくら言われたってですね。

平塚委員 事務局が今後配慮すると、そういう意味でしょ。なんかお話を聞いていると修正も一部あるのかなという意味の今の土井議長さんのお話ですので、ここまで出てしまったのを修正するとかですね、それを今後配慮するということですね。

(酒井委員 挙手)

土井議長 はい、酒井委員。

酒井委員 私は修正という言葉使いました。いわゆる、私の修正というのは議員の在任特例は認めないと強く迫っているんですよ。これらの文言の修正と、主旨を曲げない程度の文言の修正という意味でございますので、訂正します。

土井議長 皆さんに諮りたいんですよ、そういうことでどうでしょうか。

高橋(左)委員 文言の修正ですか。

土井議長 文言の修正でしょ、それは。

(高橋(左)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(左)委員。

高橋(左)委員 だから私が言ってるのは、この定年制の導入ということになると、このまま載せると、ホームページとかに載せると問題になりませんかと。

土井議長 なりますね、これは。

高橋(左)委員 そこのところ考えてもらいたい。

三浦委員 市長の定年はどうなるのか。

土井議長 私は受かったばかりだからそう言わないで。

これを例えば柔らかい言葉で定年制の問題とか、導入なんてはっきり言ったらちょっとおかしいと思うんですね。

(千葉委員 挙手)

土井議長 はい、千葉委員。

千葉委員 まちづくり委員会というのは、性格といいますか位置づけなんですけれども、第2回協議会の資料の中にまちづくり委員会のメンバーとかそういう名簿載っているわけなんですけれども、そのまちづくり委員会の活動方針といいますか、それが市民の立場でとか、それから行政とかそういうのを離れた自由な発想でということ、このまちづくり検討委員会という性格をそのものを事務局の方できちっと説明した

方がよろしいんじゃないかと思います。つまりなんら束縛する、この協議会を束縛する立場ではないんですよ。あくまでも民間のこの委員のメンバー、7ページを見ますといろいろな方たちが委員のメンバーになってますけれども、この方たちはあくまでも行政とか、それから役所とかそういうところから離れて自由な発想で意見を言うという組織なんですよ。

それを、事務局はどうしてきちっと説明しないんですかそれを。つまり、我々この合併協議会の私たち委員を束縛するものは何ものもないんですよ、この委員会には。そうでしょ、どうなんですか事務局長。

土井議長 はい、事務局長。

木村事務局長 まさに、今お話いただいているとおりでございます、まったくフリーな立場の中でまちづくりのために協議をいただく委員会でございます。

そういう意味合いで、今回こういうふうな中間という形の中でまとめたものを経過の中で出させていただいておりますが、確かに文言によってはかなりダイレクトな文言を使用しているものもございますが、これはあくまでも委員の方々から出てきたものをそのまま使わせていただいているものでございます。先程の、定年制とかそういう文言もございますが、これらにつきましては違法とかそういう部分ではなく、あくまでも意見として出たもの、それから出っ放しでなく、あくまでもワーキンググループの中でこういうふうな方向で記載していきましょうというふうなものをここに提示させていただいたものでございます。

先程、修正とか事務局の方でこれらを調整したらいいんじゃないかというふうな意見に聞こえているわけですが、私どもといたしましても決して誘導しているというふうな事務局の立場ではございません。あくまでも、そのまま委員さんのやりとりの中をこういうふうにしたためているものでございます。行数に限りあるものでございますので、その辺本意の部分を残してこういう表現をさせていただく。すべて書ききれないところも、文言の中でございますので書ききれない、あるいは表現一度いただいたものですが、書ききれない形の中のものもあったわけでございます。それらにつきましてはこういうまとめ方、主旨を変更することなくまとめたものでございますので、その辺御理解いただきたいと思っております。

(西條委員 挙手)

土井議長 はい、西條委員。

西條委員 先程からこの特例の問題について、一般町民あるいは民間人から見れば議員の特例、これはやっぱり認めたくないという気持ち分らないわけではないんです。しかし、私たち議会議員としてこの合併を決意した、決議した議会として、議員としてその合併後のまちづくり、しっかりと見届ける責任これが議員にあるわけです。そのために、この特例を使ってその責任を果たそうというのが議会の中で決議した、私たちの桃生町議会はそういう考えの中で特例を使おうと決議したわけですね。町民からすればそのような特例は使わないで欲しいと、ただ単に財政面からすればよけいな議員はいらないんだというようなことの判断はこれは理解できます。しかし、私たちは私たちの立場でこのものを判断しておりますから、ここにやはり行財政の方向づけ、まちづくり検討委員会で方向づけするにしても、好ましくないとか何とか柔らかい文言で十分検討して欲しいとかそういう載せ方をさせていただきますと私たちも理解できるんですけども。これから、なにせ第2小委員会で検討することをきちっと前もってこのようにあげられますと、相当なプレッシャーがかかります。

そのことを申し上げたいと思います。

土井議長 今、西條委員さんからもお話ありましたが、私がそういうことでもう少し表現の仕方等々ですね、まるで第2小委員会がいらないみたいなこういうとりまとめじゃない方法でやるように事務局の方をお願いをしようと思いますが、それでどうでしょうか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 1回だけお願いします。

特例をなぜ使うのかという疑問はあると思うんですよ。でもね、合併そのものに特例があるんですよ。特例債を使うという。これは、まさに地域に飴をぶら下げて合併をさせるというこれがあるんですよ、国はね。ここも私は一般の人たちにも分かっていたきたいと思うんですよ。行財政改革をやるのなら特例債も使っちゃだめよ。借金を背負うんだから。じゃ、特例債を使わないためにあと1年延長してもいいじゃないですか。ゆっくりと合併してもいいじゃないですか。そうしますとね、17年3月より18年3月いっぱいまで合併してもいいですよ。そして、みんな特例使わないのよ。果たしてそれが合併できるかどうか分かりませんが、そういうことをも私は加味していただきたいと思いますね。そういうのも、いろいろな話し合いの中で出してい

ただければと思うんです、事務局の方にね。

そういう中で、会長さんの意見に従います。

土井議長　そういうことで、まず皆さんの第1点は大いに議論をしていただきたいと、これが第1点です。

第2点目、その議論に対していろんな委員会を拘束するような報告はやめてもらいたいという話のように私は聞いたわけです。

それと、第3点目はそういう議題を出すタイミングも考えてもらいたい、こういうことのようなですね。

そういうことで、十分事務局の方共々注意をいたしますので、ぜひ御了解をいただきたいと思うんですがどうでしょう。

(「異議なし」という声あり)

土井議長　異議なしということによろしいですか。

それじゃ、これも難しい問題だから拍手をお願いします。(拍手)

土井議長　そういうことで、これで報告事項を終わらせていただきます。

## (2) 議決事項

- ・議案第6号 平成15年度 石巻地域合併協議会補正予算(案)について

土井議長　次に、(2)の議決事項に移ります。

議案第6号 平成15年度石巻地域合併協議会補正予算(案)についてを議題といたします。事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長　それでは、議案第6号について御説明申し上げますので、資料の20ページをお開きいただきたいと思います。

平成15年度石巻地域合併協議会補正予算(案)でございますが、今回の補正予算につきましては歳出予算の組み替えだけの補正でございます。従いまして、予算額は0ということになります。内容といたしましては、先程御報告申し上げました新市名称の募集関係経費、これに合わせて103万2,000円ほど組み替え予算として計上してございます。それからもう一点、事務事業一元化作業に関わります関係経費を110万ほど載せたものでございます。

内容を御説明申し上げますので、下の表の節と説明の欄を御覧いただきたいんですが、8節報償費の中で27万5,000円、これにつきましては先程の募集要領にありましたが、新市名称の募集の懸賞代として計上いたすものでございます。それから、11節

の需用費に35万7,000円、これは印刷製本で、先程白黒で配布いたしましたが、チラシを8万部ほど印刷して全世帯に1枚ずつまずチラシを配布しようと考えてます。印刷は先程白黒だったんですが、これは実際はフルカラーで印刷しましてハガキにも使える、応募用紙にも使えるという兼用のものを考えてございます。6万2,000部ほどが全世帯に1枚ずつ配布になりますので、そのほかの方々の分は各公署、先程56個所ということで大箱を設置いたしますが、そちらの方にも同じチラシを置きまして、記入後大箱に入れていただくようなこととございます。それから、13節の委託料で新市名称募集集計業務ということで40万円計上してございますが、これは先程募集要件、市名から、それから新しい市の名前、新しい新市の名称ですね。それから、名称の理由とかいろいろ書いていただくんですが、それを一覧性のあるもので集計する必要があるものでございますので、これを業務委託したいということとございます。これらの経費が、先程言いましたように103万2,000円になります。それから、その下に事務事業一元化支援業務ということで110万円を載せてございますが、これは前に御説明申し上げました、今1,911ほど各分科会でいろいろ事務事業の調整をしておりますが、最終的に課題と調整方針をそれぞれ一つひとつ細かい事務事業も含めてまとめる必要がございますので、これを業務委託料として計上したものでございます。なお、これらの合計の財源につきましては、一番下の方に新市まちづくり計画策定支援業務で213万2,000円計上してありますが、これの委託料が執行残が今ございますのでそのうちから必要な経費として210万3,000円ほど計上したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

土井議長 ただいま事務局から御説明がありました。何か質問ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは異議なしということで、補正予算については原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、議案第6号は原案どおり決定させていただきます。

### (3) 協議事項

- ・協議第8号の2 電算システム事業の取扱い(協定項目24)について

土井議長 次に、(3)の協議事項に移ります。

はじめに、協議第8号の2の電算システム事業の取扱い(協定項目24)についてを

議題といたします。21ページをお開き願います。

この案件につきましては、第3回協議会で再度の継続協議となっているものでございます。

はじめに、前回の協議会で継続協議を求められました委員さんから御発言をお願いいたします。

(齊藤(正)委員 挙手)

土井議長 はい、齊藤(正)委員。

齊藤(正)委員 河北町の齊藤でございます。

まず、はじめに電算システム事業に対して継続協議を御協力いただきまして誠にありがとうございます。

今日は時間が大分経っていますけれども、11時近くでございますので3つほどもう一度、第3回の議事録の中にも7ページから14ページまでの御説明等がございましたんですけども、もう一度分かりやすく事務局サイドから回答をいただきたいなどそのように思っていますので、3点ほどいただきたいと思います。

その前に、先日の第3回の合併協の会議の中で石巻市議会から電算システムの貴重な見解書をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、3点ほど簡単に質問事項を申し上げます。もう一度、なぜ石巻の汎用機、大型コンピュータに統合するのかと。

2点目は、第2回の合併協の資料の中の58ページに載っていますけれども、予算措置の中でデータ移行費用は各団体において措置するものということでございましたので、移行経費に関してはどれくらいかかるものなのか、分かれば出していただきたいと思います。

もう1つ、電算システムの調査報告書の中の4ページの中で、ネットワークの要件の中で6つほどの要件がございます。システムが安全に、安定して稼働していること。利用者が安全に利用できること。利用者の利便性を向上させること。電子自治体への将来性や拡張性に対応できること。地域格差のないサービス提供に対応できること。費用面での増加を考慮する。今日の調整方針の中にも謳っているように、下の欄の方なんですけれども、住民サービスの低下を招かないように調整するというここに全部集約されると思うんですけども、この要件が満たされるのか3点ほどお伺いしたいと思います。

土井議長 ちょっと待ってくださいね。

今まで、委員会のあと継続審議になってそういうことを質問しなかったんですか。

齊藤（正）委員 質問はしました。

土井議長 質問してずっとやってきたんでしょ。それどういうことなんですか。説明してくださいよ。

齊藤（正）委員 もう一度、分かりやすく説明していただければいいかなと思ったんですけども。

八木企画部会員（情報システム担当） それでは御説明申し上げます。

まず第1点目の、なぜ石巻の汎用機に統合するのかということでございます。これに関しましては、合併の問題が出ましてから、石巻におきましては1年間ほど合併におけるシステムの統合についてどうすべきかということで勉強してまいりました。またなお、情報化分科会の前進であります情報交換会の段階でも、6町の方々もそれぞれ一生懸命勉強されてきたということで、システム統合のパターン、よく言われてます4つのパターンがございまして、一番危険なパターンにつきましては、これはもう最初から異議なくこれは避けるべきだろうということで意見一致しております。それぞれ各1市6町の担当、それだけ勉強してきたということがここではっきりしております。4つのパターンのうちで、具体的に新規で導入するかあるいはどこかのシステムに統合するか、これが中心になって議論されてきました。それで期間的な問題、それから費用的な問題で1市集約型といいますか1つのシステムに統合すると、これが望ましいということで情報化分科会としては結論づけましたが、なお第3者の意見聞くべきだということで、合併協の予算いただきまして外部に調査委託したところであります。その結論も前に別冊附属資料ということで提出させていただいておりますけれども、この外部の調査の機関からもやはり同じ結論が出たということでございます。

それから、データの移行経費でございます。これは、まだ数字は粗いところでございますが、目安としては石巻が旧三菱のシステムから新しい日立のシステムへ移行するにあたってのデータ移行経費はおよそ1億3,000万円ほど掛かっております。これが目安になるかと思えます。なお、6町の方でただいま業者の方と調整しております。このデータ委託費用、各6町分はいくらになるかということで、今調査に入っております。まもなくこれの数字は揃うと思えます。

それから、先程の調査報告書の概要の4ページですか。ネットワークの件でござい

ますけれども、これはシステムの統合の問題と別ということです。ネットワークの要件というのは、あくまでも1市6町のどこが本庁なって、どこが支所なっても、そのデータをどこでも検索できる、どこからでも入力できるという仕掛けは当然必要になってくると思います。

それから、システムが安全に安定して稼動すること。これも、先程申し上げたように一番危険な方法は避けたいということで、結論はつけております。

それから、先程の電子自治体への将来性や拡張性に対応できること。これは、現在想定されております国のe-Japan戦略に基づきます電子申請とか電子入札とか想定されておりますけれども、これらは住民情報系と別でありますので、別に国の仕様が定まり次第この辺は検討していく必要があるだろうということでありませう。

以上でございます。

(齊藤(正)委員 挙手)

土井議長 はい、齊藤(正)委員。

齊藤(正)委員 今の3点ほど、大変分かりましたんですけども、理解はできました。

それで、移行経費に関しましてはただいま調査中ということで、近いうちに出されるだろうということなので、それを期待したいと思います。

それで、私の方から会長を通しましてよろしいですか、要望という形で、御意見はいただきませんので。要望を2点ほど出したいと思います。

汎用機へのシステム統合にいたしたときに、やはりシステム機能のレベル低下、ここにも書いてありますけれども、決してこのレベル低下を招かないことと、それによって行政サービスの停滞は絶対招かないことということで。これはりそな銀行1つみても同じですし、合併なったら、4月1日なったら住民票1つ出せなくなったということは決して招かないようお願いしたいと思います。

あと、先程も申し上げましたように移行経費等のことの予算措置に関しまして、データ移行するときには最大限努力していただきまして、市町村に負担をなるべくかけないようにしていただきたい。大変な莫大な金が掛かるものですから、その辺をひとつよろしくお願いしたいと思います。

なお、もし各町にあればひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

土井議長 よろしいですか。

その他、ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで協議第8号の2の調整方針を確認決定したいと思います。

電算システム事業の取扱いにつきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 これも大切なことなので、賛成の拍手をお願いします。(拍手)

御異議なしということで、電算システム事業の取扱いについては全会一致で確認することとなりました。

よろしいですね。

(「はい」という声あり)

・協議第9号の1 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)について

土井議長 次に、協議第9号の1の一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)についてを議題といたします。

22ページをお開き願います。

この案件につきましては、第3回協議会で継続協議となっているものでございます。

22ページの調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ありませんでしょうか。

ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで協議第9号の1の調整方針を確認決定したいと思います。

一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、一般職の職員の身分の取扱いについては全会一致で確認することとなりました。

・協議第10号の1 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その1)

土井議長 次に、協議第10号の1の事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について

(その1)を議題といたします。

23ページをお開きをお願いします。

この案件につきましては、第3回協議会で継続協議となっているものでございます。

23ページの調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言はありませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで協議第10号の1の調整方針を確認決定したいと思います。

事務組織及び機構の取扱い(その1)につきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、事務組織及び機構の取扱い(その1)については全会一致で確認することとなりました。

・協議第11号の1 男女共同参画事業の取扱い(協定項目25-1)について

土井議長 次に、協議第11号の1の男女共同参画事業の取扱い(協定項目25-1)についてを議題といたします。

24ページをお開きを願います。

この案件につきましては、第3回協議会で継続協議となっているものでございます。

24ページの調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ありませんでしょうか。

ありませんか

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで協議第11号の1の調整方針を確認決定したいと思います。

男女共同参画事業の取扱いにつきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、男女共同参画事業の取扱いについては全会一致で確認することとなりました。

・協議第12号の1 姉妹都市・友好都市交流の取扱い(協定項目25-2)について

土井議長 次に、協議第12号の1の姉妹都市・友好都市交流の取扱い(協定項目25 - 2)についてを議題といたします。

25ページをお開き願います。

この案件につきましては、第3回協議会で継続協議となっているものでございます。

25ページの調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どうか御発言ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで協議第12号の1の調整方針を確認決定したいと思います。

姉妹都市・友好都市交流の取扱いにつきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、姉妹都市・友好都市交流の取扱いについては全会一致で確認することとなりました。

#### (4) 提案事項

- ・協議第13号 財産の取扱い(協定項目5)について

土井議長 次に、次第(4)の提案事項に移ります。

協議第13号 財産の取扱い(協定項目5)についてを議題といたします。

財務専門部会長から説明させます。

菅原財務専門部会長 それでは、財産の取扱いについての協定項目につきまして御説明申し上げます。

27ページを御覧いただきたいと思います。

調整方針につきましては、1市6町が保有する財産、債権のすべてを新市に引き継ぐというものでございます。

資料の内容につきまして御説明申し上げますので、28ページを御覧いただきたいと思います。

28ページには、財産の総括表を御提示してございます。そこに掲げてございまして、1市6町すべての主要な財産、中身につきましては行政財産、普通財産、有価証券、出資による権利、債権、基金、それから債務といたしまして地方債等、それから債務負担行為に基づく平成15年度以降の支出予定額ということで、土地、建物、そ

れから有価証券等の金額、そういったものをお示しをしております。

その内訳につきましては、30ページから入りますけれども、30ページには地方公営企業、これは法適用分でございます、病院事業それから上水道事業等の固定資産あるいは債務につきましては表示をいたしております。これにつきましては、ただいま申し上げました総括表には公営企業ということで含んでおりませんで、この部分は独立をいたしております。

それから、32ページには公有財産といたしまして行政財産、それから普通財産の中身をお示しをいたしております。従いまして、行政財産の、例えば小計欄につきましては、先程御説明申し上げました28ページの総括表の行政財産に合致する数字となっております。それから、普通財産につきましても小計欄が総括表の普通財産に合致をするということで、中身を説明いたしております。

それから、34ページにまいりまして、これは公共施設の状況でございます。道路からはじまりまして次のページの保健相談センターまで、1市6町におきます、すべての財産を、公共施設の状況をそこに掲げてございます。

それから、38ページにまいりまして、有価証券及び出資による権利ということで、まず有価証券を株券としてそこに表示してございます。それから、出資による権利がでございます。

なお、40、41ページまで続きますけれども、40ページには引き続き出資による権利をそこに表示をいたしております。そうした場合、総括表の出資による権利と、それから債権につきましては、株券の欄に合計欄がございますけれども、それらに数字を合致をさせております。

その次に、42ページにまいりまして債権でございます。債権につきましては、貸付金をすべてそこに計上をいたしております。

それから、44ページから47ページにつきましては基金の状況をお示しをしております。基金につきましては、御案内のとおり積立基金あるいは定額運用のための基金というふうに分けてございまして、まず最初には積立基金を表示をいたしております。次に、46ページには定額運用のための基金を表示をいたしております。

次に、48ページでは、債務の状況をお示しをいたしております。まず1つ目には地方債といたしまして一般会計債、それから公営企業債として先程の病院、それから上水道を除きます法非適用の部分をそこにお示しをしております。ただし、公営企業の

中の欄の一番下に病院事業債というのがございますけれども、これは牡鹿町でございますが、これは診療所ということでございますので地方公営企業法が適用されておられませんので、この欄に表示をいたしております。それから、最後に債務負担行為に基づきます平成15年度以降の支出予定額をそこにお示しをいたしております。

最後になりますけれども、50ページを御覧いただきたいと思います。これら財産の取扱いにつきましては、できる限り財産の保全、それから債務の減少に努めることが当然望ましいということでございます。そういったいわゆる基本的な事項を基本といたしまして、合併時の財産等についてはすべて新市に引き継ぐというふうなことでございます。

なお、先進事例につきましては、やはり見ますとすべて新市に引き継ぐというふうな形で取扱っているようでございます。

なお、ただいま申し上げましたこの内容につきましては、恣意的なことがあっては大変だということでございますので、すべてこれらは国の基準によります決算統計あるいは公共施設状況調査、そういったもので同じレベル、同じ目の高さで調査をして、この表にお示しをいたしております。

なお、内容現在につきましては平成15年3月31日であったり、あるいは公共施設の状況につきましては5月31日というふうな内容になってございまして、現段階で申し上げますと参考資料というふうなことになりますけれども、来年の合併調印の際には当然最も新しい資料ということで、そこまで平成15年度の予算執行の結果を踏まえた中で、また再度新たなものをお示しをするということになります。

以上でございます。

土井議長 　ただいま財務専門部会長より説明がありましたが、本件について委員の皆様方御質問、御意見ございませんか。

急に渡されたってなかなかね、と思うんだな。急にこの場で渡されたって。

また、いろいろ意見があったらこの次ということでいいですか。

これ渡されたって、公認会計士だって分からないんじゃないの、すぐね。

じゃ、これをよく家に帰って見て、おかしいところがあったら次のときに質問をしてください。

(「はい」という声あり)

土井議長 　それでは、協議第13号は継続協議といたします。

・協議第14号 地方税の取扱い(協定項目9)について(その1)

土井議長 次に、協議第14号 地方税の取扱い(協定項目9)について(その1)を議題といたします。

財務専門部会長から説明させます。

菅原財務専門部会長 それでは、資料の51ページを御覧いただきたいと思います。

地方税の取扱いについてでございます。そのページには、地方税の取扱いということで調整方針が1から7まで掲げてございます。その内容につきましては、52ページからそれぞれの税目にしたがって御説明を申し上げたいと思います。

52ページを御覧いただきたいと思います。まず、個人市町村民税でございますが、ここでは石巻市の場合ですと個人の均等割が2,500円でございます。それに対しまして、6町では2,000円というふうになっております。これは地方税法上、人口5万以上50万未満については2,500円と、それ以下の人口の部分につきましては2,000円というふうないわゆる規定がございまして、そのように差があるわけでございます。この取扱いについて、何回も協議をしたわけでございますけれども、合併特例法の規定の中では、そういう差異があるものについては5年を限度に不均一課税をしたり、あるいは課税をしないという取扱いができるというふうな規定がございまして、そういった規定を参考にしながら検討した結果、合併をする時点においては各町それから石巻、現行のままで合併をしましょうと。そして、5年間の不均一課税のあと合併年度に引き続く5年度限りということですから、平成22年度には一斉に2,500円に合わせましょうというふうなことの取扱いになっております。それから、同じく個人市町村民税の所得割でございます。これにつきましては、すべて1市6町とも同じ標準税率を採用しておりますので、これについては現行どおりということで、何ら変わっておりません。それから、同税の普通徴収の納期につきましては、石巻市の例に統一をするというふうなことでございまして、特別徴収につきましてはこれは1市6町差異がございませんので現行のとおりとするというふうな結論をいたしております。

それから、2つ目の法人市町村民税でございますけれども、まず均等割でございます。均等割につきましては、その表の一番左側の方にお示しをしておりますとおり、すべて標準税率を使っておりますのでこの部分については現行どおりということでございますけれども、法人税割につきましては、石巻市の場合は13.7%の超過税率を使っております。6町につきましては、その表の一番下の方の左の方にお示ししてお

りますとおり12.3%ということで、標準税率を採用しております。ここに差異があるわけでございますけれども、これも先程御説明申し上げました個人市町村民税と同じく、5年間の不均一課税の取扱いをするということにいたしております。

次に、54ページを御覧いただきたいと思います。54ページには、特別土地保有税を表示しております。これは、御案内のとおり平成15年から課税停止というふうなことの取扱いにすべての市町村なっております。しかしながら、今後法律の改正によって復活というふうなことも考えられますことから、この税目は残すということでございまして、ただしその取扱いの中で、免税点の基準面積につきましてはそこに掲げてございますとおり石巻の場合ですと5,000平方メートル、それから違いますのは桃生町と北上町がそれぞれ10,000平方メートルというふうな取扱いをしてございましたので、その点の統一が必要だということで、これは5,000平方メートルに統一をするということで決定をしております。それから、その下にございます納期につきましては、これは石巻と河南町の例に統一をするということで、地方税法の規定に一番近い形のものに統一をするということにしております。

それから、次にたばこ税でございますけれども、これにつきましては1市6町とも一定税率の適用をしておりますし、それから納期につきましても同一ということでございますので、これは現行どおりの取扱いをするということといたしております。

それから、56ページを御覧いただきたいと思います。そこには、まず4番目の鉱産税でございます。鉱産税につきましては、これは鉱業いわゆる金偏の鉱業でございますけれども、そういった採掘業者が採掘物の取り引きに対して100分の1の課税というふうなことになっておりますけれども、この税目をもってありますのが石巻、河南、北上、牡鹿の4市町でございます。これにつきましては、当然そういう業者が現れれば当然掛かるわけでございますので、新たに新市になった場合については全体が一緒になるということでございますので、石巻市、河南町、北上町、牡鹿町の例に統一をします。

次に、都市計画税でございます。都市計画税につきましては、現状としては石巻市だけが固定資産税と同じ納期ということの取扱いで課税をいたしております。税率については100分の0.3ということでございます。現在、河南町には都市計画区域としての市街化区域がございます。しかしながら、その部分については課税をいたしておりません。そういう関係から、合併から5年度間については同様の取扱いをするという

ことでございます。なお、合併後については新たな都市計画の線引きが検討されるわけでございますので、そういった新たな線引きの中で今後考えていくというふうな形になるかと思えます。

6番目には、水利地益税を載せてございます。これについては、河南町だけが今課税をいたしております。この部分については、当然水利地益税ということで林道だったりあるいは農地だったりというふうなことで、都市計画税と同様の考え方の、その特定の利益を受ける方のための、いわゆる税目ということで課税をいたしております。それにつきましては、河南町の一部区域についてのみ課税ということで、この部分は当面そういうふうな形ということでございます。

それから、58ページを御覧いただきたいと思えます。そこには軽自動車税を掲げてございます。これにつきましては、1市6町とも同じ標準税率を適用をいたしております。税率については現行どおりということで、納期につきましてはそれぞれ5月の納期でございますけれども、その日にちの取扱いがそれぞれ違うということになっておりますけれども、これは石巻市と北上町とそれから牡鹿町の例に統一をするということで統一をいたしております。

60ページを御覧いただきたいと思えます。60ページには、この提案の理由を掲げてございます。先程御説明申し上げましたけれども、合併特例法の中では、「合併が行われた日の属する年度及びそれに続く5年度に限り、その均衡を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。」ということがされておまして、それら条項を参酌して5年度間の不均一課税にしたものもでございます。

それから、そこに掲げております一番下のなお書きでございます。今回御提案申し上げた内容の中に、固定資産税と入湯税については後日提案をするということで、かつあいをさせていただいております。まず、なぜ固定資産税を今回削除したかということでございますけれども、実は石巻市と河北町を除いた5町については既に地籍調査事業が完了いたしまして、新たな地籍で一斉課税をいたしております。しかしながら、石巻市の場合ですと今の事業ベースでまいりますと平成35年頃までの予定ということで、すべての地籍調査が終わるのが平成35年というふうな形で今進んでおります。それから、河北町につきましては平成17年の3月頃に調査完了いたしまして、平成20年頃には一斉課税の条件が整うというふうなことで、いろいろ幹事会におきまして議論をされたところでございます。それで、前回の幹事会におきまして部会からの

決定としては、石巻市の取扱いについては合併後できる限り早い時期に一斉課税できる条件を調整をするということで御提案を申し上げました。そうした中、当然河北町とのそういう差が出てまいります。河北町の方から、当然17年には新市になっている、河北町が一斉課税できる時点では既に新市になっているということで、石巻市が課税するというふうな時期でいいのではないかというふうな御意見が出ました。そして、できるだけ早い時期にというのはこれは明確ではないということで、結論的には合併後10年以内の一斉課税できる条件を整えるということで、石巻市の部分は決定をしたわけでございます。それに対して、河北町の意見が若干食い違いがございまして、次回の幹事会にまた再度協議をするということで、固定資産税の部分につきましては除かせていただいたという経過がございます。

それから、入湯税でございますけれども、これにつきましては石巻市は御案内のとおり大街道にやまとの湯というのがございます。これは、温泉法に従った形でその鉱泉を表示をいたしております。そうなりますと、地方税法上はこの入湯税を課さなければならないということで、今石巻市ではこの入湯税の課税について検討している段階でございます。それから、河北町でも道の駅に冷泉が出ているというふうなこと等もございまして、今後この部分についてはさらに検討を深めて後日御提案を申し上げるというふうな内容になったわけでございます。

以上でございます。

土井議長 質問ございませんか。これも継続審議と。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 1点だけ。都市計画税でありますけれども、河南町については都市計画に基づく事業を実施していないため課税されておりません。だから合併が行われた日が属する年度及びこれに続く5年度間に限り課税しないこととするものと謳われておりますけれども、これは河南町の区域については都市計画に基づく事業を実施してから課税すると、こうした方が馴染みがあるんじゃないかなと思う、分かりやすいんじゃないかなと思うんですけども。

土井議長 どうですか。

菅原財務専門部会長 部会の方でいろいろ検討されてまいりました。その中で、河南町の場合は都市計画区域の設定はございますけれども、その区域への課税については現

状としては課税をいたしておりません。その関係で、今後も課税をする予定がないということでございましたので、合併した場合、石巻市の例にならいますと当然固定資産税と一緒にその部分が課税をされてしまうという現状が出てまいりますので、河南町の部分だけは5年間はかけませんというふうなことを明確にしたいということで、こういうふうな表現になったわけでございます。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 ちょっと分からない面があるから伺うんですけれど、この都市計画に基づく事業を実施していないためとなっているんですよね。だから、都市計画に基づく事業を実施してから課税するとした方が私は分かりやすいんだがなと思って、伺っているんです。

菅原財務専門部会長 ただいま御意見がございましたので、分かりやすい方法というふうなことであればその辺の修正をいたしたいというふうに思います。

三浦委員 分かりました。

土井議長 そのほかありますか。

(高橋(左)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(左)委員。

高橋(左)委員 個人の市町村民税でございますけど、これは参考として聞いておきたいと思います。石巻市になった場合、均等割2,500円にした場合いくらぐらいになりますか。

菅原財務専門部会長 実は私、説明を先程若干飛ばしまして、実はお手元に協議第14号 地方税の取扱い参考資料ということで、こういう綴りがお手元にお配りしてございます。そのページの一番最後の方に、7ページでございますけれども、参考までにどのぐらいの差が出るのかということでお示しをいたしております。

石巻市以外の個人均等割の課税対象となっている方が1万6,350人ございます。これの差額500円でございますので、1年間に発生する影響額というのが817万5,000円ということでございます。なお、参考までその下に法人市民税の法人割につきましても説明を加えてございます。この場合ですと、影響額ということで差し引きの1,404万5,000円ということで、これを13.7%にしないというふうな部分の合計が1,404万5,000円というふうな影響額が出ておりますので、御理解いただきたいと思います。

土井議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なしという声あり」)

土井議長 それでは、協議第14号も継続協議とさせていただきます。

・協議第15号 条例・規則等の取扱い(協定項目12)について

土井議長 次に、協議第15号 条例・規則等の取扱い(協定項目12)についてを議題といたします。

総務専門部会長から説明させます。

新妻総務専門部会長 それでは、協定項目12、条例・規則等の取扱いについて御説明申し上げます。恐れ入ります、資料の63ページを御覧願います。

はじめに、提案理由について御説明申し上げます。

新設合併が行われたときは、法人格が消滅するため、関係市町の条例・規則等は合併日の前日に失効することになります。

このため、新市において必要な条例・規則等は、原則として、新市において新たに制定し施行する必要がありますことから、1市6町の各種事務事業の調整方針に基づいた整備を行う必要がございます。

条例・規則等の制定と施行の方法につきましては、合併と同時に市長職務執行者の専決処分や職権により行うもの、また、「地方自治法施行令」の規定に基づく例外的な取扱いとして、旧市町の条例及び規則を、新市の条例・規則が制定されるまでの間、暫定措置として一定の地域に暫定的に引き続き施行させるもの、そして、合併後に逐次制定し施行させるものとがございます。

このようなことから、「条例・規則等の取扱い」につきましては、協議会又は各専門部会等で協議・確認された各種事務事業の調整方針に基づきまして整備することとし、基本的な取扱方針を提案するものでございます。

左側の資料62ページを御覧願います。従いまして、条例・規則等の取扱いについての調整方針は、ここに記載してございます3つの区分により整備することを御提案いたします。1つ目は、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するもの。2つ目は、合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの。3つ目が、合併後、逐次制定し施行するもの。この3つでございます。なお、この調整方針が確認されましたら各分科会に方針を示しまして、各種事務事業の調整方針を定める際にど

の施行方法によるか区分していただくことにしております。

次に、資料64ページを御覧願います。条例・規則等の施行方法による区分でございますが、ただいま3つの整備方針を御説明しましたが、1番目としまして、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するものでございますが、(1)の条例につきましては専決処分により施行することとなります。なお、具体の条例等につきましては、こちら右側にございます例示のとおりでございます。(2)の規則、規程、要綱等につきましては、市長職務執行者の職権により制定し施行することとなります。具体の規則等につきましては、こちら例示してあるとおりでございます。(2)の合併後、一定の地域に暫定的に施行するものでございますが、新市の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行するものでございます。なお、まだ分科会の方では具体的にどれが該当するのか想定しておりませんが、参考例といたしまして西東京市の例をここに例示してございます。福祉基金条例とか入学資金貸付条例等でございます。

3番目の、合併後、逐次制定し施行するものでございますが、(1)といたしまして、新市長の政策判断等を要するものでございまして、表彰条例等がございます。(2)といたしまして、議案提出権がないもの、議会の運営に関する条例等がございます。

次、65ページを御覧願います。これは条例・規則等の取扱いに関する関係法令の抜粋でございます。地方自治法、それから地方自治法施行令からの抜粋でございます。

次、66ページを御覧願います。条例・規則等の取扱いについての先進事例でございます。4つの市の事例を掲げてございます。なお、今回は西東京市の事例を参考にこの調整方針を提案するものでございます。

それから、67ページを御覧願います。これは、合併協議会構成市町の例規登載状況でございます。それぞれ1市6町の内訳を掲げてございまして、1市6町の合計本数が3,078本になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

土井議長 何か質問ございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 協議第15号も継続協議とさせていただきます。

・協議第16号 国際交流事業の取扱い(協定項目25-3)について

土井議長 次に、協議第16号 国際交流事業の取扱い(協定項目25 - 3)についてを議題といたします。

企画専門部会長から説明させます。

今野企画専門部会長 それでは、協議第16号として提案いたしております、国際交流事業の取扱いについて御説明いたしますので、69ページを御覧願います。下に掲げております調整方針の5つの項目について御説明申し上げますので、70ページをお開きください。

ここに、タイトルといたしまして石巻地域合併協議会協議事項調整内容総括表がございますけれども、項目ごとに調整方針に掲げました具体的内容について御説明申し上げます。

まず、項目の(1)姉妹都市・友好都市を除く国際交流事業に関することについてでございますが、現況といたしましては、石巻市においては海外との交流の対応、在住外国人に対する支援といたしましてゴミカレンダー作成等のほか、海外ボランティア募集の推進、アメリカワシントン州エバレットとの経済交流などを行っております。河南町におきましては、海外から来町する外国人との交流事業及び交流先への訪問と連絡・調整を行っております、桃生町におきましては、チュニジア共和国との交流を実施している状況でございます。この調整の具体的内容といたしましては、今後の交流において相手先の意向を確認する必要はございますが、これまでの経緯を踏まえ継続して実施することを基本とし、新市において調整するということで調整いたしております。

次に、項目の(2)国際交流協会及び国際交流団体に関することにつきましては、現況といたしまして、協会については、石巻市、河南町、桃生町の3町で設立されております。団体への支援につきましては、石巻市、桃生町が実施している状況にあります。調整の具体的内容といたしましては、国際交流協会については、合併後、速やかに統合できるように努めることとし、国際交流団体への支援については、現行どおり新市に引き継ぐものとするということで調整いたしております。

72ページをお開き願います。項目の(3)ホームステイ受入れ事業に関することにつきましては、現況といたしましては、河南町においては、海外派遣交流先の中高生の招聘を実施しており、桃生町においては、宮城県国際交流協会事業を利用した形での取り組みをいたしております。北上町におきましては、研修生派遣先よりホストファ

ミリーの招聘を行っている状況にあります。調整の具体的内容といたしましては、継続して実施することとし、受入先と事業主体については一本化することとし、新市において調整するという事で調整いたしております。

次に、項目(4)中高生海外派遣事業に関することにつきましては、現況といたしまして、石巻市においては海外短期語学研修事業として、アメリカ合衆国エバレット市に派遣しており、河南町におきましては、中学生海外派遣事業としてアメリカ、カナダに派遣しております。桃生町におきましては、青少年海外ふれあい交流事業としてオーストラリアに。そして、北上町においてはアメリカに派遣している状況にあります。調整の具体的内容といたしましては、合併年度において実施できるよう調整する必要がありますので、参加負担金、応募方法等に相違はありますが、制度の一本化を図る必要がございますので、これまでの経緯を踏まえ、合併時まで新たな制度として創設するという事で調整いたしております。

次に、項目の(5)国際交流基金に関することにつきましては、現況といたしましては、石巻市のみが該当しておりまして、平成3年度に基金条例を制定いたしております。平成3・4年度に積立、その後国際交流の事業資金として運用いたしております。調整の具体的内容といたしましては、新市においても、石巻市の例により基金を設置するという事で調整しております。

以上が事務事業前の調整内容であります。74ページにございます提案理由の後段部分でも述べておりますように、新市においても、これまで進めてきた文化・スポーツ・生涯学習・産業経済等幅広い分野における交流を継続していくことが望ましく、制度の違いがあるものについては、できるだけ一本化し、国際交流事業の拡充に向け速やかに調整していく旨の調整方針といたして提案するものでございます。

以上で、調整方針の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

土井議長 この件について、何か質問ございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、協議第16号も継続協議とさせていただきます。

・協議第17号 広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25-4)について

土井議長 次に、協議第17号 広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25-4)についてを議題といたします。

企画専門部会長から説明させます。

今野企画専門部会長 それでは、引き続きまして協議第17号として提案いたしております  
す広報・広聴関係事業の取扱いについて御説明いたします。

下に掲げております5つの調整方針について御説明申し上げますので、76ページを  
お開き願います。

ここに、石巻地域合併協議会協議事項調整内容総括表がございますが、項目ごとに  
調整方針に掲げました具体的内容について御説明いたします。

まず、項目の(1)広報紙の発行業務に関することについてであります。現況とい  
たしましては、1市6町において配布方法、配布箇所、業者の選定方法、内容につ  
いて、それぞれ違っている状況にあります。調整の具体的内容といたしましては、発行  
回数は、原則、月1回の年12回とし、創刊号の発行時期、内容、業者の選定方法、配  
布方法、配布箇所、職員体制については、早期に事務担当者検討会議等を立ち上げ合  
併時まで調整するという事で調整いたしております。

次に、項目の(2)広報協会に関することにつきましては、現況といたしましては、  
牡鹿町を除く1市5町が協会に加入している状況でございます。調整の具体的内容  
といたしましては、現在未加入の町はありますが、新市においても継続して協会に加入  
するという事で調整しております。

次に、項目の(3)市勢・町勢要覧に関することにつきましては、現況といたしまし  
ては、発刊の周期、頒布先、頒布方法での有償、無償に相違がある状況となっております。  
調整の具体的内容といたしましては、発刊の時期に検討を要しますが、新市に  
おいても発刊することとし、合併後検討するという事で調整いたしております。

78ページになりますけれども、項目の(4)その他広報に関することにつきましては、  
現況といたしましては、市や町の行政情報をマスメディアを通じてPRすることにつ  
いてでございますが、現在FMコミュニティー放送は受信できないエリアがあるとい  
うこと。それから、記者会見につきましては石巻市のみが行っております。それから、  
記者クラブ室につきましても石巻市のみが設置している状況にあります。調整の具体  
的内容といたしましては、マスコミによる情報発信については、新市においても積極  
的に活用して行政情報を提供することとするという事で調整いたしております。

次に、項目の(5)ホームページに関することにつきましては、現況といたしまして  
は、メインメニューがまちまちの状況でございます。調整の具体的内容といたしまし

では、情報収集のあり方について検討を要しますが、新市において新たに開設することとし、開設時期、内容、職員体制については、早期に事務担当者検討会議等を立ち上げ合併時まで調整するという調整をいたしております。

80ページになりますが、項目の(6)市民・町民意識調査に関することにつきましては、現況といたしまして、実施時期及び調査内容に相違がある状況となっております。調整の具体的内容といたしましては、継続して実施することとし、実施時期及び内容については、新市において調整するという調整をいたしております。

次に、項目の(7)市民・町民懇談会に関することにつきましては、現況といたしまして、開催時期及び開催方法に相違がある状況となっております。調整の具体的内容といたしましては、継続することとし、地域審議会などとの役割分担を明確にしたうえで、新市において調整するという調整をいたしております。

次に、項目の(8)市政・町政モニターに関することにつきましては、現況において石巻市のみが実施している状況にあります。調整の具体的内容といたしましては、継続して実施することとし、実施方法及び実施時期については、新市において調整するという調整をしております。

次に、項目の(9)市政・町政教室に関することにつきましては、現況において石巻市と河北町が実施しておりますが、実施方法において相違がある状況となっております。調整の具体的内容といたしましては、継続して実施することとし、実施方法及び実施時期については、新市において調整するという調整をいたしております。

次に、項目の(10)その他広聴に関することにつきましては、現況において、石巻市においては市長室開放デー、市政提案、陳情・要望に関する市政相談を行っております。桃生町におきましては、町政提案を実施いたしております。いずれにいたしましても、市町において取り組み有無や方法に相違がある状況となっております。町政の具体的内容といたしましては、各事業については原則として継続実施することとし、新市において調整するという調整をいたしております。

以上が事務事業前の調整内容でございますけれども、82ページの提案理由の後段部分でも述べておりますように、特に合併に際しては、住民と行政の距離が大きくなり住民の意見が反映されにくくなるのではないかと懸念もありますことから、広報広聴関係事業については、合併時及び新市において十分検討する必要があると思われまます。これらを踏まえまして、住民に対し、行政に関する情報を十分に提供し、かつ

新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念など住民の声を反映させる体制を整える旨の調整方針としております。なお、調整項目が10項目となりましたので、一部集約した形で5項目として提案させていただくものでございます。

以上で、調整方針の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

土井議長 ただいまの専門部会長からの説明で、質問ございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 議案第17号も継続協議とさせていただきます。

(5) その他

・ 第5回 石巻地域合併協議会の日程について

土井議長 次に、次第(5)のその他に移りますが、第5回 石巻地域合併協議会の日程について事務局から説明させます。

植松総務担当次長 それでは、84ページをお開きいただきたいと思います。

第5回の協議会日程でございますが、まず日時につきましてでございます。当初、10月23日ということで第1回目のとき既に決定したわけでございますが、当日会長日程の都合によりまして10月24日、1日遅らせて開催させていただきたいと思っております。それから、時間につきましては9時30分とここに書いてございますが、当日につきまして、この日の午後に各町長さん方が仙台にて公務がございますので、この場で9時30分の時間帯を30分また繰り上げさせていただきまして、9時から開催させていただくということをお願いしたいと思っております。

それから、報告事項といたしましてはここに3つございますが、まちづくり計画検討委員会の方から中間提言書が提出される予定となっておりますので、併せてそれも御報告申し上げます。

それから、4番の協議事項につきましては、本日提案の5件と。

それから、5番目の提案事項につきましては新規提案で4件でございますが、まちづくり計画検討委員会からの中間提言を受けまして、新市まちづくり計画中間案をこの協議会に御提案申し上げるという予定となっております。

以上で、日程の御説明を終わらせていただきます。

土井議長 ただいま事務局の方から説明がありましたが、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、第5回協議会の日程について原案を了承することといたしますが、よろしいですね。

(「はい」という声あり)

## 6. その他

土井議長 これで、本日予定した議事は終了となりますが、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(齊藤(正)委員 挙手)

土井議長 はい、齊藤(正)委員。

齊藤(正)委員 簡単に終わりますんで、2つほど要望ということでお願いしておきます。これは事務局の方です。

これから、確信の部分に入る部分がずいぶんございますので、それで私らも委員として町当局や事務局サイドに御相談なり、お伺いしなきゃならない部分がだいぶ出てくると思うんです。それによって、まずもってこの協議会資料を、だいぶ御努力されて早めに出そうとは思ってるんでしょうけれども、提案から協議まではだいたい1か月くらいあるんですが、今回半月しかなかったんですけれども、なるべくもう少し提案事項の段階でもう少し早く出してもらえればこちらも勉強の余地があるのかなと思っております。

あともう1つ、この確信の部分に入りますと9の専門部会と31の分科会がございますんで、全部関連してくる部分がございますんで、行政は得てして縦のつながりは強いんですけども、横のつながりが弱いというのがよく言われますんで、どうぞこの分科会の横のつながりももう少し強化していただければなと。

以上、要望でございます。

土井議長 よろしいですね。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 総務専門部会の方に、こういう意見も出ているということをお話していただきたいんですが、1市6町単労職まで含めると2,195名、新市誕生すると職員なるんですね。約2,200名の職員ということになれば、これは公務員ですので身分保障されてますけれども、16年度の新規採用を1市6町原則控えるということで、そういう提

案も出てると、提言も出てるということを総務専門部会の方に伝えていただきたいと思います  
と思いますが、いかがなものでしょうか。

土井議長 どうですか、委員の皆さん。今の意見。確かにそういうことあると思います  
よ。石巻は採用しないことにしていますから。どうですか、今の桃生町の町長さんの提  
案。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 ただ、一般職はそれでいいかと思うんですが、例えばうちの方を例にとりま  
すと、町立病院の看護師の問題なんです、これは奨学資金を出して日赤の学校の方  
から卒業してくるわけなので、そういうものを除いていただければ一般職については  
私も賛成でございます。

土井議長 奨学資金で養成をした子どもさんだということですね。

どうですか、今の意見、一理あると思いますね。

(佐藤(健児)委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤(健児)委員。

佐藤(健児)委員 北上町でも、今牡鹿さん言ったように看護師を今募集してございま  
す。やはり、どうしてもこれだけはやむを得ず、先生の要請でございますので看護師  
と保母さんを今1人、3人を募集してるんですが、それだけはなんとか勘弁してもら  
いたいという思いでございます。

土井議長 極力、採用人数を控えさせていただいて町長さん方の要望に沿うというこ  
とでどうでしょうか。

(「了解」という声あり)

土井議長 じゃ、そういうことでお願いをしたいと思います。

そのほか、ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 他にないようですが、私から皆様をお願いをいたします。

今後の協議を円滑に行っていくためにも、もし会議資料に対する質問や追加資料の  
必要がある場合には、事前に事務局の方に申し出てください。対応したいと思います  
ので、よろしくをお願いをいたします。

必要によっては協議会で報告、または追加資料の提出とさせていただきます。

これで、本日の議事を終わらせていただきます。

ちょっと事務局から連絡事項がありますので、もうちょっとだけ時間をください。  
以上です。

司会 それでは事務局からの連絡事項でございますが、先程来話し合われましたように  
第2小委員会が午後から開会されます。時間は午後1時からとなっておりますので、  
よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

## 7. 閉会

司会 以上をもちまして、本日の日程の一切を終了いたしましたので、第4回石巻地域  
合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成15年 月 日

石巻地域合併協議会

署名委員

署名委員